

内部統制報告制度に関する制度上の諸問題に関する検討 —上場準備会社及び上場会社に関する東京証券取引所のガイドラインを中心として—

榮田 悟志 (武蔵野大学 経営学部 准教授)

要約

近年、会計不正が年々増加している状況において、東京証券取引所のガイドラインの内部統制に関する検討を行った。具体的には、新規上場会社に関する内部統制報告制度の適用時期に関して、社会的に影響力が大きくない資本金の計上額が百億円未満かつ負債の計上額が千億円未満の会社については、上場後3年間について内部統制報告書に対する監査証明が免除される規定について、上場会社であるにも関わらず問題はないのか、改正する必要性はあるのかについて検討を行った。また、上場会社については、内部監査に関して、独立した組織として内部監査部門の設置が義務化されていないことが、内部監査のモニタリング機能を損なうことにはならないかについて検討を行った。

研究成果としては、上場後、有価証券報告書を提出するタイミングで内部統制報告書に対する監査証明を提出する方が理論的ではあるが、イギリスなどにみられるように内部統制報告制度がなく、内部統制報告書に対する監査証明が存在しない地域もあるので、さらなる研究が必要である。内部監査部門について独立した組織としての設置義務については、上場会社であり、内部統制報告制度の対応以外にも社内のコンプライアンス等の確認も必要であり独立した組織とすることが望ましいが、専門性の高い業務については独立性と客観性と保ったうえで、当該業務を内部監査部門と兼業する人材に任せるなどの対応も一考に値するとした。

1. はじめに

日本公認会計士協会が2025年7月に公表した「上場会社等における会計不正の動向(2025年版)」によると、会計不正の公表会社数は年々増加している¹。会計不正が発生する背景には、当然のことながら内部統制が適切に整備・運用

されていないことが原因であり、内部統制が適切に整備・運用されることによって会計不正は適宜に発見・防止できることは言うまでもない。

内部統制の重要な不備の事例分析として、内部統制報告書及び訂正内部統制報告（2017年4月1日から2018年3月31日までの1年間）について、重要な不備の発生原因、不正の実行者、不正の内容、不正の目的等について分析を行い、当該論文の調査において、では経営者不正の発見手段として、50.0%が内部告発、40.0%が社内調査等、10.0%が外部告発であるとし、経営者不正には内部通報制度の有効な機能させることが重要であるとしている²。内部監査がより有効に機能することにより、社内調査等の発見割合が増加することも内部統制報告制度においても期待されることである。

本稿の目的は、上場準備会社及び上場会社に関する東京証券取引所のガイドラインを中心として内部統制に関する現行の制度が、内部統制を有効に機能させる規定であるか否かについて研究することにある。もっとも、制度であるため、現実の運用に配慮した規定となっていることは承知しているが、会計不正が増加している現状を踏まえると再考するに値すると思われる。

2. 先行研究

上場企業 1,601 社に対して内部統制の現状についての実態調査を実施した結果、独立した内部監査部門があるとの回答は 78.4%、また、内部監査部門を管轄している部署は CEO が 80.4%、監査委員会等が 16.0%であることが明らかとなった。これらの結果について、「監査人の認識と比較すると、決して独立的な内部監査部門が存在しないわけではないが、外部監査人の立場からは、現状では、その機能が有効に発揮されていないと捉えられているように思われるのである。³」としている。

また、不正に対応する内部監査の在り方として、「三様監査の中で、外部監査と監査役等の監査については法定されているが、内部監査は法定されていない。欧米と異なり、位置づけが曖昧なわが国の内部監査を制度化する必要がある。内部監査の制度化によってより高度の三様監査の連携を実現することができる。⁴」と内部監査の制度化を提言している。

内部監査部門の組織上の位置づけとして、「モニタリング・モデルにおける内

部監査の組織内の位置付けを考えるならば、取締役会直属となり、取締役会議長（独立社外取締役）のもとに内部監査を位置付けることが必要ではないかと考える。⁵⁾と、内部監査部門は独立した組織として位置付けることを前提にアシュアランス機能に貢献するとしている。

先行研究では内部監査の問題点を指摘しており、また、内部監査部門の組織上の位置付けについても明らかにしている。本稿においては、先行研究を受け、制度上の捉え方及びあるべき姿について、東京証券取引所のガイドラインに関して、検討していく。

3. 現行制度の確認

東京証券取引所の内部統制に関する現行制度のうち、本稿で論じる対象となる規定を確認する。

(1) IPO（新規上場）会社に関する内部統制報告制度の適用時期に関して

IPO（新規上場）会社については、上場後初めての決算日から3か月以内に内部統制報告書の提出義務はあるが、上場後3年間については、社会的な影響力が大きいとして内閣府令で定める基準に達しない場合には、内部統制報告書に対する監査証明が免除される場合がある⁶⁾。

新規上場後の会社の負担軽減について金融庁のでは下記の3点を理由として掲載している⁷⁾。

- ① 新規上場企業については、上場時に金融商品取引所から内部管理体制も含めた厳格な上場審査を受けていること
- ② 内部統制に係る監査報酬は、一般的に、年間監査報酬額の20%前後を占めていると言われていたが、新規上場企業は、既存の上場企業に比して、財務負担能力が相対的に低い場合が多いと考えられること
- ③ 今般、最も厳格な内部統制報告制度で知られる米国においても、上場促進のため、新興成長企業を対象に、内部統制に係る監査を免除する措置が講じられたこと

また監査証明の免除期間の3年についても、内部統制報告制度の最も厳しいアメリカは5年であることを理由の1つにあげているが、新規上場準備段階から不正が行われていたと推測される会計不正の事例⁸⁾も存在することから、免除

期間についても議論の余地があるといえる。

(2) 上場会社に関して内部監査部門を独立した組織として設置する必要性について

先ずは、東京証券取引所の「コーポレート・ガバナンスに関する報告書 記載要領 (2025年7月版)」を確認する。なお、下線部は筆者が追記した。

監査役設置会社の場合⁹

④ 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

- ・ 監査役と会計監査人、(設置している場合は) 内部監査部門の連携状況について記載してください。

監査等委員会設置会社の場合¹⁰

③ 監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

- ・ 監査等委員会と会計監査人、(設置している場合は) 内部監査部門の連携状況について記載してください。

※指名委員会等設置会社の場合¹¹

② 監査委員会、会計監査人、内部監査部門の連携

- ・ 監査委員会と会計監査人、(設置している場合は) 内部監査部門の連携状況について記載してください。

次いで、「新規上場ガイドブック」の内部監査に関する記載を確認する。なお、下線部は筆者が追記した。

内部監査が公正かつ独立の立場から実施可能な体制が構築できているか、ということです。内部監査の専門の組織を有する場合は、当該組織が特定の事業部門に属していないかを確認します。また、専門の組織を有せず、内部監査を担当する人員を定める場合は、当該担当者の属する部門に対する内部監査が、自己監査とならないよう手当てされているか等を確認します。¹²

東京証券取引所の「コーポレート・ガバナンスに関する報告書 記載要領」及び、「新規上場ガイドブック」においては、内部監査部門について、独立した機関としての設置を義務づける記載にはなっておらず、内部監査部門が存在し、

適切な内部監査を実施することが確保されていれば問題はないという位置づけであることが読み取れる。

4. 現行制度に関する考察

確認した東京証券取引所の現行制度に関する考察を行う。

(1) IPO（新規上場）会社に関する内部統制報告制度の適用時期に関する考察

上場準備の段階から内部統制報告制度に耐えうる内部統制を構築し、会計監査人及び主幹事と議論を交え、最適な内部統制を整備・運用していることは想像に難くない。このような状況であるが、上場後、初めて有価証券報告書を提出する段階から内部統制報告制度を適用するべきか、あるいは一定の猶予期間を設けて問題がないのかについて考察する。

① 内部統制報告制度の適用は上場後、一定の猶予期間を設けても問題ないとする考え方

上場の本来の目的は、大規模な資金調達によって企業規模を拡大し、企業目的の達成とともに社会に広く貢献することにあるとすると、先ずは財務諸表監査に耐えうる程度の内部統制の整備・運用を行い、会社の成長とともに、内部統制報告制度を適用させる体制を整えるという、会社の成長スピードを害さずに本来的な目的の達成を重視するといえる。

会計監査人の財務諸表監査については、内部統制に依拠した監査を行うことになる。原則として監査は試査によって行われ、試査の実施が可能な前提として、有効な内部統制が整備・運用されていることが要件となる。内部統制報告制度を前提とした強度の内部統制は構築されていないものの、財務諸表監査に耐えうる程度ができる程度の内部統制が構築されていると考えることができる。財務諸表監査上は、財務諸表監査目的の内部統制監査¹³として、財務諸表全体及び財務諸表項目レベルのアサーションのリスク評価を行い、リスク対応手続を実施し、その結果として総合的に判断を行い、監査意見を表明している。

イギリスなどでは、内部統制に対する会計監査人の監査意見はなく、会社が自社の内部統制が適切であるか否かについて意見を表明する制度となっている¹⁴。上場後も財務諸表に対する監査意見は企業の内部統制のリスク評価を行っており、内部統制の整備・運用に関しても監査意見に包含されており、監査意見

を表明することができるという前提に立つと、イギリスなどで採用されている考えに近いともいえるであろう。

② 内部統制報告制度は上場後、有価証券報告書の提出と同時に適用すべきであるとする考え方

上場会社には内部統制報告制度が適用されることが前提である。また、上場申請で厳格な上場審査を受けているのであれば、内部統制報告制度を適用することができる体制で上場することが本来の姿である。

内部統制に係るコストは年間報酬の20%~30%前後といわれているが、上場することは、当然に監査コストは発生するものであり、内部統制を構築するために、人員の増員やシステムの強化を考えると、管理コストとしての上場申請・維持コストが発生することは当然に想定されているはずである。

アメリカは5年という事例を引き合いに出しているが、アメリカの内部統制報告制度はダイレクト・レポーティングであり、日本の内部統制報告制度のイン・ダイレクト・レポーティングとは単純に比較することは難しいのではなかろうか。

理論的に考えても、上場会社は財務諸表監査に対する監査意見が必須であるため、内部統制報告制度も同時に適用することが望ましい姿であることは言うまでもない。

(2) 上場会社に関して内部監査部門を独立した組織として設置する必要性に関する考察

東京証券取引所のガイドラインを確認したように、新規上場会社についても既存の上場会社についても、内部監査部門として内部監査を独立した立場で実施する組織の設置義務について規程上は存在しないこととなる。独立した組織としての内部監査機関が設置されていなくとも、組織として適切な内部監査が実施することができていれば問題はないが、ガバナンスの問題も含め、上場企業について、内部監査を実施する独立した組織の設置が必要であるか否かを検討する。

① 内部監査部門は独立した組織としなくても有効に機能するという考え方

この考え方の背景には独立した組織でなくても、内部監査と他の業務を兼務している状況であっても、専門性があり業務から独立していることが担保でき

れば問題ないとする考え方といえる。すなわち組織内において内部監査に特化した専門機関を組織として設置しなくとも内部監査はしっかりと機能するはず、機能するべきであるという前提になる。この前提を保つには、全社統制、決算財務プロセス、業務プロセスなど、内部統制全般的に有効であるという前提が必要になるであろう。

内部統制担当者が組織のいずれかの部門に所属しているため、内部統制担当者が複数いる場合であっても組織的な活動が行い辛いと言うデメリットがある。ゆえに、内部統制の組織的な活動の有効性は低下すると考えられる。

② 内部監査部門は独立した組織としなければならないとする考え方

内部監査人協会が公表している内部監査基準によると「内部監査部門は、その対象となる諸活動についていかなる是正権限や責任も負うことなく、内部監査人が内部監査の遂行にあたって不可欠な公正不偏な態度を堅持し、自律的な内部監査活動を行うことができるように、組織体内において独立して組織されなければならない。¹⁵⁾」と規定されている。監査の前提として、精神的独立性及び外観的独立性を保つことが必要であることから、独立した組織とする必要性を反映した基準となっていることが理解できる。さらに、国際内部監査基準では組織上の独立性の要求事項として、「内部監査部門長は、少なくとも年1回、内部監査部門が組織上独立していることを取締役会に対し確認しなければならない。¹⁶⁾」として、内部監査部門が独立した組織であり、かつ、年に1回以上、取締役会の確認を要求事項として位置付けている。

また、「日本の場合、このモニタリングというものは、そもそも非常に苦手な領域ではないかと思われます。とりわけ、企業によっては、大手上場企業でも独立の内部監査部門を置いていない企業さえあると聞きます。¹⁷⁾」とモニタリングの脆弱性を内部統制報告制度導入時より指摘している。モニタリングを強化すべき立場からは、内部監査部門を独立した組織として有効に機能させるべきであるといえる。

③ ガバナンスの観点からの考察

東京証券取引所が公表している「コーポレートガバナンス・コード」の内部監査に関する記載内容を確認すると、内部監査部門として独立した組織の存在が前提としての記載となっており、有効なガバナンスに寄与する旨の記載とな

っている。なお、下線部は筆者が追記した。

- ・外部会計監査人と監査役（監査役会への出席を含む）、内部監査部門や社外取締役との十分な連携の確保¹⁸
- ・内部統制や先を見越した全社的リスク管理体制の整備は、適切なコンプライアンスの確保とリスクテイクの裏付けとなり得るものであり、取締役会はグループ全体を含めたこれらの体制を適切に構築し、内部監査部門を活用しつつ、その運用状況を監督すべきである。¹⁹
- ・上場会社は、取締役会及び監査役会の機能発揮に向け、内部監査部門がこれらに対しても適切に直接報告を行う仕組みを構築すること等により、内部監査部門と取締役・監査役との連携を確保すべきである。また、上場会社は、例えば、社外取締役・社外監査役の指示を受けて会社の情報を適確に提供できるよう社内との連絡・調整にあたる者の選任など、社外取締役や社外監査役に必要な情報を適確に提供するための工夫を行うべきである。²⁰

また、財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準や内部監査基準においては、内部監査部門は取締役会及び監査役等との連携が推奨されている。「内部統制、ガバナンス及び全組織的なリスク管理に係る体制整備の考え方には、例えば、3線モデルが挙げられる。3線モデルにおいては、第1線を業務部門内での日常的モニタリングを通じたリスク管理、第2線をリスク管理部門などによる部門横断的なリスク管理、そして第3線を内部監査部門による独立的評価として、組織内の権限と責任を明確化しつつ、これらの機能を取締役会又は監査役等による監督・監視と適切に連携させることが重要である。²¹」

「内部監査部門長は、適切な監査範囲を確保し、かつ、業務の重複を最小限に抑えるために、外部監査人、監査役（会）または監査委員会等との連携を考慮しなければならない。²²」

東京証券取引所のガバナンスコードは、他のガイドラインとは矛盾するようにも見受けられ、本来であれば独立した組織とするべきとの意図をくみ取ることができるともいえ、独立した組織を強制していないことは、上場する会社数を増加させ市場を活発化させる意図との落としどころともいえる。やはり、内部監査が有効に機能するためには、独立した組織としての内部監査部門を設置し各機関との密な連携が必要になるのではなかろうか。

④ 内部監査部門の現実を踏まえた検討

上場会社については、以下の理由から内部監査部門は独立した組織として設置すべきであると考えられる。社会的な影響力の重大性、上場会社の株式は自由に売買をすることができるという株式市場における信頼性が前提となっており、非上場会社に比べて会計不正防止という観点ではより強固な内部統制の整備・運用が求められる。上場会社であれば信頼性も増し、企業規模が大きくなり、取引額及び取引内容が複雑化するにつれて、内部監査の業務量も増加し複雑化することが想定されるため独立した組織が必要である。

また、上場会社の規模を考えると、内部監査部門は財務諸表には直接関連しないコンプライアンス等の確認も担うことから、内部監査を行うだけでも業務量が膨大となるし、当該コンプライアンス等の業務を担うことにより、会計不正や品質不正の防止・早期発見につながるものと考えられる。内部監査に特化した組織として設置することで、内部統制はより有効に機能し、組織の内部統制のアシュアランス機能が非常に重要であると考えられる立場である。さらには、IT や AI、会計制度や税法の変更といった経営環境を取り巻く社会の変化の早さを考慮すれば、組織内の監査専門の独立した機関を設けるのが重要だとする見解である。

内部監査は業務プロセス及び決算財務プロセスなど、会社の業務及び経理と高い専門性が求められる。このため、理論的には、内部監査を実施することができる人材は、会社の業務のエース級の人材である必要がある。しかしながら、現実的には人的リソースを考慮すると、内部監査部門に利益を生み出す源泉の人材を配属することは難しいといえる。このため、内部監査の有効性を重視すれば、業務プロセスの監査は当該業務の管理者によって実施されることが望ましいともいえる。しかしながら、内部監査の独立性及び客観性の問題も同時に生じることになる。内部監査の有効性と独立性を考慮すると、折衷案としては、内部監査に適した人材に内部監査を実施する組織体制として、まずは独立した組織として内部監査部門を設置し、内部監査部門に専属の人員を配置する。次いで各業務課の業務の内部監査に適した人材を当該業務課と内部統制部門の兼務とする。内部監査部門は、業務課と兼務となっている内部監査担当者について、専門性とリスクが高い領域に絞り、内部監査を実施させ、内部監査の手法

及び結果が適正であるか否かを判断することにより、内部監査の有効性と独立性が確保されると考える。もっとも、このような運用は全ての業務プロセスにおいて必要ではなく、専門性の高い領域や業務内容が組織ではなく人によって運用され不透明でブラックボックスになりやすい領域に限定するなど強弱をつけることが有用な運用といえる。

内部監査の独立性の確保、利益相反の排除、専門性の発揮、客観性の維持といった基本原則を確保しつつ、組織に適した内部監査の実施を考慮する必要もあるとも考えることができる。

もっとも、内部統制は費用対効果の産物であり、上場のハードルを下げるというコンセプトは理解できるが、他方で、品質不正や会計不正といった不正を防止する目的に鑑みると独立した内部監査部門の存在が必要であろう。

⑤ 有価証券報告書への記載の検討

有価証券報告書に内部監査部門に関する記載を行うことを規定することも会計不正に対する抑止力となると考える。

具体的には、内部監査部門が独立した組織であるか否か、従業員の常勤、非常勤別の人数、年間の活動内容、取締役会及び監査役会等との連携に関する記載、平均年齢、内部監査部門長の経歴などを明らかにするという事実によって、株主等からの監視も強まり、上場会社等の適正な内部監査の実効性が確保されると考えられる。

4. おわりに

本稿は、上場会社及び上場準備会社の内部統制報告制度に関する現行制度について検討した。現実の世界では様々要因が考慮され、規定や規則として整備されることはいうまでもない。しかしながら、上場会社等から会計不正が発生し年々増加しているという現実もある中で、上場準備会社及び上場会社に関する規定及び内部統制報告制度については、より厳格な規定とすることも必要な措置ではなかろうか。今後は、本稿の論点に加え、内部統制報告制度における整備評価に関して、取引の開始から取引記録が財務諸表に計上されるまでの流れを確認する業務であるウォークスルーについて、内部統制報告制度の規程上において、経営者の評価として、必ずしも実施される必要がない²³など、内部統

制報告制度と会計不正に関するさらなる研究が期待される。

別の観点においては、日本の内部統制報告制度はアメリカの内部統制報告制度を参考としたものであり、アメリカではダイレクト・レポーティング、日本ではイン・ダイレクト・レポーティングが採用されているという違いはあるが、内部統制報告書に対する監査意見を表明する制度となっている。この点、内部統制報告制度がなく、すなわち、内部統制に対する監査人の監査意見のないコーポレートガバナンス・コードによるイギリスの内部統制制度²⁴などについても比較検討し、内部統制制度に関してどのような制度設計とするべきか議論の余地が残されており今後の課題といえる。

注釈

-
- ¹ 日本公認会計士協会（2025年）「経営研究調査会研究資料第12号 上場会社等における会計不正の動向（2025年版）」P3
 - ² 栗濱竜一郎・大槻隆・田子晃・望月恒男（2020年）「内部統制に関する研究」『愛知大学経営総合科学研究所研究叢書 54』愛知大学経営総合科学研究所、P18
 - ³ 町田祥弘（2006年）「日本における内部統制問題の特質」『現代監査』No.16号、P33-34
 - ⁴ 箱田順哉（2017年）「不正に対応する監査の在り方 ～内部監査の立場から～」『現代監査』No.27号、P28
 - ⁵ 蓮沼利建（2024年）「内部監査の組織内における位置付けに関する研究」『現代監査』No.34号、P99-100
 - ⁶ 金融商品取引法第193条の2第2項第4号、財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令第10条の2
社会的及び経済的な影響力の大きい企業である、有価証券の発行者に該当することとなった日の属する事業年度の直前事業年度に係る連結貸借対照表若しくは貸借対照表に資本金として計上した額が百億円以上であり、又は当該連結貸借対照表若しくは貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が千億円以上の企業については、内部統制報告書に対する監査証明は免除されない。
 - ⁷ 金融審議会（2013）「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ（第6回、平成25年10月15日開催）」、事務局説明資料、資料2-1、P10

- ⁸ 株式会社オルツ第三者委員会の調査報告書（差し替え、公表版）、P26 など
- ⁹ 東京証券取引所「コーポレート・ガバナンスに関する報告書 記載要領（2025年7月版）」P11
- ¹⁰ 東京証券取引所「コーポレート・ガバナンスに関する報告書 記載要領（2025年7月版）」P11-12
- ¹¹ 東京証券取引所「コーポレート・ガバナンスに関する報告書 記載要領（2025年7月版）」P12
- ¹² 東京証券取引所「2024 新規上場ガイドブック（グロース市場編）」P73-74、「2024 新規上場ガイドブック（スタンダード市場編）」P67、「2024 新規上場ガイドブック（プライム市場編）」P69
- ¹³ 内部統制報告制度のように会社側では資料の作成や評価を行わず、会計監査人が財務諸表監査の一環として、会社に内部統制に関する資料を依頼し、内部統制に対する評価及び手続を実施し、内部統制の有効性を評価する一連の手続を意味する。
- ¹⁴ DONALD BRYDON CBE（2019年）「ASSESS, ASSURE AND INFORM IMPROVING AUDIT QUALITY AND EFFECTIVENESS」13. Internal Controls par13.1.8
- ¹⁵ 一般社団法人日本内部監査協会（2014年）「内部監査基準 第2章第1節第2項」
- ¹⁶ 内部監査人協会（IIA：The Institute of Internal Auditors）（2024年）「グローバル内部監査基準 基準7.1 組織上の独立性」
- ¹⁷ 八田進二（2007年）『逐条解説 内部統制基準を考える』P73
- ¹⁸ 東京証券取引所「コーポレートガバナンス・コード（2021年6月版）」3-2②（iii）
- ¹⁹ 東京証券取引所「コーポレートガバナンス・コード（2021年6月版）」4-3④
- ²⁰ 東京証券取引所「コーポレートガバナンス・コード（2021年6月版）」4-13③
- ²¹ 財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準Ⅰ．内部統制の基本的枠組み5．内部統制とガバナンス及び全組織的なリスク管理
- ²² 一般社団法人日本内部監査協会（2014年）「内部監査基準 第5章第5節第1項」

- ²³ 企業会計ナビ 内部統制 第5回：その他の業務プロセス Q24
https://www.ey.com/ja_jp/technical/corporate-accounting/commentary/internal-control/commentary-internal-control-2012-04-20 (2025年12月4日最終確認)
財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準Ⅲ. 財務報告に係る内部統制の監査4. (2)①イ a.
日本公認会計士協会 (2024年)「財務報告内部統制監査基準報告書第1号 財務報告に係る内部統制の監査 146項」
- ²⁴ PwC あらた有限責任監査法人 (2020)「アメリカ及びイギリスの政府における内部統制及びガバナンス並びに会計検査院の役割に関する調査研究」『令和元年度会計検査院委託業務報告書』P35

参考文献

- 井上善弘 (2007年)「日本的内部統制監査の特質」『現代監査』No.17号、pp.16-23
- 川村真一(著)、一般社団法人日本内部監査協会(編集) (2021年)『現代の実践的内部監査(七訂版)』
- 小俣光文(2021年)「近年の英国の監査制度改革の概要」『経営論集』明治大学経営学研究所、第68巻、第1号、pp.221-234
- 小俣光文(2020年6月)「英国におけるコーポレートガバナンス・コードと監査制度」『会計監査ジャーナル』第一法規、pp.92-101
- 太陽 ASG 有限責任監査法人(翻訳) (2009年)『COSO 内部統制システムモニタリングガイドランス』
- 高原利栄子 (2021年)「英国における内部統制報告とその保証に関する議論」『商経学叢』近畿大学商経学会、第68巻、第2号、pp.55-71
- 藤原英賢 (2017年)『内部統制の有効性とコーポレート・ガバナンス』
- 山口峰男 (2023年9月)「英国コーポレートガバナンス・コード改訂に関するFRCの協議－提案された変更の概要」『PwC あらた基礎研究所だより』pp.23-28
<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/prmagazine/pwcs-view/assets/pdf/46-04.pdf> (2025年12月5日最終確認)